

農林水産商工委員会資料

(農林水産部所管分)

■付託議案

【一般事件案】

- ①第121号議案 県の行う建設事業に対する市町村の負担について<関係分> … P 1
- ②第122号議案 権利の放棄について … P 2
《島根型6次産業推進事業補助金返還命令に係る返還金》
- ③承認第 6号議案 専決処分事件の報告及び承認について<関係分> }
《令和3年度島根県一般会計補正予算(第3号)》 }
④承認第10号議案 専決処分事件の報告及び承認について<関係分> … P 3 ~ 7
《令和3年度島根県一般会計補正予算(第4号)》 }

【予算案】

- ①第 99号議案 令和3年度島根県一般会計補正予算(第6号)<関係分> }
②第106号議案 令和3年度島根県農林漁業改善資金特別会計補正予算(第1号) }
③第126号議案 令和3年度島根県一般会計補正予算(第7号)<関係分> }
… P 8 ~ 28

■報告事項

- ①米の需給及び令和3年産米価格の動向について … P29
- ②新規就農者のGAP認証取得指導状況について … P30
- ③「島根県果樹農業振興計画」及び「島根県花き振興方針」の策定について … P31
- ④農地・農業用施設災害復旧事業に係る農業者負担軽減対策について … P32
- ⑤水産業における諸課題について … P33 ~ 35

令和3年9月30日・10月1日
農 林 水 産 部

県の行う建設事業に対する市町村の負担について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定に基づき、県の行う令和3年度建設事業に要する経費の一部を、次のとおり関係市町村に負担させるものとする。

分類	事業名	事業費（事務費を除く。） に対する市町村負担率	根拠法令
農業 農村 整備 事業	経営体育成基盤整備事業	$\frac{1}{10} \sim \frac{1.5}{10}$	土地改良法（昭和24年法律第195号） 第91条第6項
	基幹農道整備事業	$0 \sim \frac{1}{10}$	
	県営中山間地域総合整備事業	$0 \sim \frac{1.5}{10}$	
	国営造成施設管理事業	$\frac{3}{10}$	
	効果促進事業	$\frac{0.75}{10}$	
	県営ため池等整備事業	$\frac{0.6}{10} \sim \frac{1.1}{10}$	
	県営農地環境整備事業	$0 \sim \frac{1}{10}$	
	一般農道整備事業	$\frac{1}{10}$	
	県単基幹水利施設整備事業	$\frac{1.25}{10} \sim \frac{2.5}{10}$	
	県営水利施設等保全高度化事業	$0 \sim \frac{2.5}{10}$	
	県営農地耕作条件改善事業	$\frac{1}{10}$	
農業 農村 整備 事業	県営中山間地域総合整備事業	$\frac{2.5}{10}$	地方財政法（昭和23年法律第109号） 第27条第1項
	県営農業用河川工作物応急対策事業	$\frac{0.8}{10}$	
	一般農道整備事業	$\frac{1}{10}$	
	ふるさと農道整備事業	$\frac{1}{10} \sim \frac{2.5}{10}$	
	経営体育成基盤整備事業	$\frac{1.75}{10}$	
	県単基幹水利施設整備事業	$\frac{2.5}{10}$	
	県単基幹水利施設緊急整備事業	$\frac{2.5}{10}$	
	農道保全対策事業	$\frac{0.8}{10} \sim \frac{2.5}{10}$	
	県営農業基盤整備促進事業	$\frac{0.5}{10} \sim \frac{1.75}{10}$	
	農山漁村振興交付金事業	$\frac{1.5}{10}$	
	効果促進事業	$\frac{1.75}{10}$	
	県営農地耕作条件改善事業	$0 \sim \frac{2.25}{10}$	
	県営農業水路等長寿命化・防災減災事業	$0 \sim \frac{2.25}{10}$	
	県営水利施設等保全高度化事業	$\frac{2.1}{10} \sim \frac{2.5}{10}$	
	基幹農道整備事業	$0 \sim \frac{1}{10}$	
県営用排水施設等整備事業	$\frac{1.4}{10} \sim \frac{1.6}{10}$		
草地畜産基盤整備事業	$\frac{3.5}{10} \sim \frac{4.5}{10}$		
林道 事業 整備	県営林道整備事業	$0 \sim \frac{1}{10}$	地方財政法（昭和23年法律第109号） 第27条第1項
	県単林道整備事業	$0 \sim \frac{1}{10}$	
漁港 事業 整備	水産物供給基盤機能保全事業	$\frac{2.5}{10}$	地方財政法（昭和23年法律第109号） 第27条第1項
	水産流通基盤整備事業	$\frac{2.5}{10}$	

島根型6次産業推進事業補助金返還金の債権放棄について

農林水産部
[産地支援課]

1 債権の名称

島根型6次産業推進事業補助金返還金

2 債務者名

エンジェルハンド 代表 岡口禎子（オカグチ サダコ）

3 放棄する権利の内容

令和元年12月18日付け島根型6次産業推進事業補助金返還命令に係る返還金の未償還額2,664,000円及びこれに係る附帯債務の請求権

4 債権発生年月日

令和元年12月18日 補助金返還命令（納入通知書発送）

5 債権の内容

債務者はスッポン加工品の開発とスッポン専門店舗の営業を目的に、平成28年度島根型6次産業推進事業補助金（以下、補助金という。）に申請し、平成28年11月1日交付決定、平成29年3月23日確定通知（2,664千円）。

エンジェルハンド元経理担当者が令和元年6月10日に業務上横領で逮捕、同年10月15日に領収書偽造による補助金詐欺で逮捕、さらに同年12月18日に詐欺罪で起訴決定されたことから、同日付でエンジェルハンド代表、岡口禎子あて補助金交付決定の取消と補助金返還命令を実施。

6 債権放棄の理由

令和元年8月9日、破産手続き開始。令和2年7月3日、破産手続終結決定による免責許可確定。

免責許可確定後、任意弁済の意思表示が1年以上なく、弁済の見込みがないため。

<その他>

元経理担当者に対して、書面により損害賠償請求中

農林水産部 令和3年度補正予算（7/27専決処分）の概要

1 目的別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)
款2. 総務費	12,747	0	12,747	100.0
款6. 農林水産業費	43,088,445	99	43,088,544	100.0
款11. 災害復旧費	3,729,407	0	3,729,407	100.0
部合計	46,830,599	99	46,830,698	100.0

2 課別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)	
農 業	農林水産総務課	4,084,334	0	4,084,334	100.0
	農業経営課	4,930,629	99	4,930,728	100.0
	産地支援課	3,178,785	0	3,178,785	100.0
	農畜産課	3,888,974	0	3,888,974	100.0
	しまねブランド推進課 (農林水産業費)	149,741	0	149,741	100.0
	農村整備課	3,839,884	0	3,839,884	100.0
	農地整備課	10,162,558	0	10,162,558	100.0
	(小計)	30,234,905	99	30,235,004	100.0
林 業	林業課	4,796,570	0	4,796,570	100.0
	森林整備課	6,460,988	0	6,460,988	100.0
	(小計)	11,257,558	0	11,257,558	100.0
水 産 業	水産課	3,913,655	0	3,913,655	100.0
	沿岸漁業振興課	1,424,481	0	1,424,481	100.0
	(小計)	5,338,136	0	5,338,136	100.0
部合計	46,830,599	99	46,830,698	100.0	

3 特別会計

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)
農林漁業改善資金	728,846	0	728,846	100.0
中海水中貯木場	17,054	0	17,054	100.0
部合計	745,900	0	745,900	100.0

令和3年度補正予算(7/27専決予算)農林水産部 課別一覧表

(1) 農業経営課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	4,930,629	99	4,930,728	[財源] 県 99
1 農業制度資金融資事業費	1,137,113	99	1,137,212	

○債務負担行為 ※議案その四 P13

(追加分)農業経営等緊急対応資金利子補給金 ほか1件

農林水産部 令和3年度補正予算（8/30専決処分）の概要

1 目的別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
款2. 総務費	12,747	0	12,747	100.0
款6. 農林水産業費	43,088,544	1,404	43,089,948	100.0
款11. 災害復旧費	3,729,407	0	3,729,407	100.0
部合計	46,830,698	1,404	46,832,102	100.0

2 課別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)	
農 業	農林水産総務課	4,084,334	0	4,084,334	100.0
	農業経営課	4,930,728	70	4,930,798	100.0
	産地支援課	3,178,785	0	3,178,785	100.0
	農畜産課	3,888,974	0	3,888,974	100.0
	しまねブランド推進課 (農林水産業費)	149,741	0	149,741	100.0
	農村整備課	3,839,884	0	3,839,884	100.0
	農地整備課	10,162,558	0	10,162,558	100.0
	(小計)	30,235,004	70	30,235,074	100.0
林 業	林業課	4,796,570	0	4,796,570	100.0
	森林整備課	6,460,988	0	6,460,988	100.0
	(小計)	11,257,558	0	11,257,558	100.0
水 産 業	水産課	3,913,655	0	3,913,655	100.0
	沿岸漁業振興課	1,424,481	1,334	1,425,815	100.1
	(小計)	5,338,136	1,334	5,339,470	100.0
部合計	46,830,698	1,404	46,832,102	100.0	

3 特別会計

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
農林漁業改善資金	728,846	0	728,846	100.0
中海水中貯木場	17,054	0	17,054	100.0
部合計	745,900	0	745,900	100.0

令和3年度補正予算(8/30専決予算)農林水産部 課別一覧表

(1) 農業経営課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	4,930,728	70	4,930,798	[財源] 県 70
1 農業制度資金融資事業費	1,137,212	70	1,137,282	

(2) 沿岸漁業振興課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	1,424,481	1,334	1,425,815	[財源] 県 1,334
1 水産業融資対策事業費	818,998	1,334	820,332	

○債務負担行為 ※議案その四 P37～38

(追加分)漁業経営等緊急対応資金利子補給金 ほか1件

(変更分)農業経営等緊急対応資金利子補給金 ほか1件

7月及び8月専決予算の概要

農 林 水 産 部

1. 令和3年7月・8月の大雨及び台風被害対策

(1) 農業被害対策資金

被害を受けた農業者を対象に復旧に係る資金の貸し付けを実施。当初3年間は融資利率と保証料率が0%となるよう利子補給等を実施

融資枠 5,000万円(7/27専決) → 1億円(8/30専決)

利子・保証料補給 99千円(7/27専決) 70千円(8/30専決)

貸付原資 既定予算による預託

(2) 漁業被害対策資金

被害を受けた漁業者を対象に復旧に係る資金の貸し付けを実施。当初3年間は融資利率0.1%、保証料率0%となるよう利子補給等を実施

融資枠 2億円(8/30専決)

利子・保証料補給 1,334千円(8/30専決)

貸付原資 既定予算による預託

(3) 農業復旧対策事業

被災した農業用施設や機械等の復旧に係る経費を市町村とともに支援

【制度適用】 既定予算による対応(7/27・8/30専決)

農林水産部 令和3年度9月補正予算（初日提案：通常分）の概要

1 目的別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)
款2. 総務費	12,747	0	12,747	100.0
款6. 農林水産業費	43,089,948	4,018,913	47,108,861	109.3
款11. 災害復旧費	3,729,407	2,911,309	6,640,716	178.1
部合計	46,832,102	6,930,222	53,762,324	114.8

2 課別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)	
農 業	農林水産総務課	4,084,334	256,356	4,340,690	106.3
	農業経営課	4,930,798	107,783	5,038,581	102.2
	産地支援課	3,178,785	58,294	3,237,079	101.8
	農畜産課	3,888,974	25,284	3,914,258	100.7
	しまねブランド推進課 （農林水産業費）	149,741	△5,973	143,768	96.0
	農村整備課	3,839,884	△340,252	3,499,632	91.1
	農地整備課	10,162,558	2,711,775	12,874,333	126.7
	（小計）	30,235,074	2,813,267	33,048,341	109.3
林 業	林業課	4,796,570	24,120	4,820,690	100.5
	森林整備課	6,460,988	4,149,736	10,610,724	164.2
	（小計）	11,257,558	4,173,856	15,431,414	137.1
水 産 業	水産課	3,913,655	△134,342	3,779,313	96.6
	沿岸漁業振興課	1,425,815	77,441	1,503,256	105.4
	（小計）	5,339,470	△56,901	5,282,569	98.9
部合計	46,832,102	6,930,222	53,762,324	114.8	

3 特別会計

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)
農林漁業改善資金	728,846	△68,235	660,611	90.6
中海水中貯木場	17,054	0	17,054	100.0
部合計	745,900	△68,235	677,665	90.9

4 内訳

(1) 公共事業 (①～⑤の計)

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
公共事業 (①～⑤の計)	20,708,603	6,384,073	27,092,676	130.8

① 補助公共

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農畜産課	175,854		175,854	100.0
農村整備課	2,891,626	△345,087	2,546,539	88.1
農地整備課	4,570,040	36,756	4,606,796	100.8
森林整備課	3,489,779	△108,632	3,381,147	96.9
水産課	2,216,373	△172,947	2,043,426	92.2
合計	13,343,672	△589,910	12,753,762	95.6

② 県単公共

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農村整備課	73,271	0	73,271	100.0
農地整備課	1,127,327	166,300	1,293,627	114.8
森林整備課	280,145	△35	280,110	100.0
水産課	147,238	30,000	177,238	120.4
合計	1,627,981	196,265	1,824,246	112.1

③ 受託事業

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農村整備課	63,000	0	63,000	100.0
農地整備課	25,000	157,500	182,500	730.0
水産課	15,750	0	15,750	100.0
合計	103,750	157,500	261,250	251.8

④ 災害関連公共事業

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農地整備課	595,000	600,000	1,195,000	200.8
補助	339,000	0	339,000	100.0
県単	256,000	600,000	856,000	334.4
森林整備課	1,288,600	3,235,800	4,524,400	351.1
補助	685,000	2,222,700	2,907,700	424.5
県単	603,600	1,013,100	1,616,700	267.8
水産課	111,000	27,000	138,000	124.3
補助	89,000	0	89,000	100.0
県単	22,000	27,000	49,000	222.7
合計	1,994,600	3,862,800	5,857,400	293.7
補助	1,113,000	2,222,700	3,335,700	299.7
県単	881,600	1,640,100	2,521,700	286.0

⑤ 災害復旧事業

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農地整備課	2,821,600	1,755,328	4,576,928	162.2
森林整備課	629,000	991,000	1,620,000	257.6
水産課	188,000	11,090	199,090	105.9
合計	3,638,600	2,757,418	6,396,018	175.8

(2) 一般事業

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農林水産総務課	4,084,334	256,356	4,340,690	106.3
農業経営課	4,930,798	107,783	5,038,581	102.2
産地支援課	3,178,785	58,294	3,237,079	101.8
農畜産課	3,713,120	25,284	3,738,404	100.7
しまねブランド推進課 (農林水産業費)	149,741	△5,973	143,768	96.0
農村整備課	811,987	4,835	816,822	100.6
農地整備課	1,023,591	△4,109	1,019,482	99.6
(小計)	17,892,356	442,470	18,334,826	102.5
林業課	4,796,570	24,120	4,820,690	100.5
森林整備課	773,464	31,603	805,067	104.1
(小計)	5,570,034	55,723	5,625,757	101.0
水産課	1,235,294	△29,485	1,205,809	97.6
沿岸漁業振興課	1,425,815	77,441	1,503,256	105.4
(小計)	2,661,109	47,956	2,709,065	101.8
合計	26,123,499	546,149	26,669,648	102.1

(3) 特別会計

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農業改良資金	30,670	△70	30,600	99.8
林業改善資金	250,648	△35,435	215,213	85.9
林業就業促進資金	93,954	1	93,955	100.0
沿岸漁業改善資金	353,574	△32,731	320,843	90.7
農林漁業改善資金計	728,846	△68,235	660,611	90.6
中海水中貯木場	17,054		17,054	100.0
合計	745,900	△68,235	677,665	90.9

○地方債 ※議案その二 P13~P15

(追加分) 治山災害復旧債

(変更分) 土地改良事業債 ほか12件

令和3年度9月補正予算(初日提案:通常分) 農林水産部 課別一覧表

(1) 農林水産総務課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	4,084,334	256,356	4,340,690	[財源] 県 256,356
1 一般職給与費	434,346	65,113	499,459	一般職員 61人
2 農林水産試験研究推進費	15,574	87,043	102,617	
3 コロナ禍における農林水産品の価格・需要変動対策事業費	0	104,200	104,200	

(2) 農業経営課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	4,930,798	107,783	5,038,581	[財源] 県 107,783
1 一般職給与費	1,758,002	14,783	1,772,785	一般職員 245人
2 農林大学校教育研修費	44,025	93,000	137,025	

【特別会計】

農林漁業改善資金特別会計	30,670	△ 70	30,600	[財源]その他 △70
1 国庫返還金	2,040	△ 60	1,980	
2 繰出金	1,021	△ 30	991	
3 予備費	27,496	20	27,516	

(3) 産地支援課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,178,785	58,294	3,237,079	[財源] 県 58,294
1 一般職給与費	179,769	58,294	238,063	一般職員 36人

(4) 農畜産課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,888,974	25,284	3,914,258	[財源] 県 25,284
1 一般職給与費	608,705	△ 7,216	601,489	一般職員 82人
2 水田農業経営安定推進対策事業	3,233	32,500	35,733	

(5) しまねブランド推進課(農林水産業費)

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	149,741	△ 5,973	143,768	[財源] 県 △5,973
1 一般職給与費	36,249	△ 5,973	30,276	一般職員 4人

(6) 農村整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,839,884	△ 340,252	3,499,632	[財源] 国 △170,801 分・負 △68,188 県債 △108,500 その他 △250 県 7,487
1 一般職給与費	561,107	4,835	565,942	一般職員 84人
2 経営体育成基盤整備事業費	1,141,890	△ 54,475	1,087,415	
3 県営中山間地域総合整備事業費	796,924	△ 28,000	768,924	
4 農業集落排水事業費	52,250	26,450	78,700	
5 県営農地耕作条件改善事業費	744,000	△ 315,000	429,000	
6 公共事業調査設計費	78,057	△ 1,000	77,057	
7 団体営農地耕作条件改善事業費	76,362	16,938	93,300	
8 県営農山漁村振興交付金事業費	0	10,000	10,000	

(7) 農地整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	比較	備考
総計	10,162,558	2,711,775	12,874,333	[財源] 国 1,704,444 分・負 △8,902 県債 865,700 その他 157,500 県 △6,967
1 一般職給与費	454,162	△ 14,609	439,553	一般職員 62人
2 直轄土地改良事業負担金	302,070	10,500	312,570	
3 基幹農道整備事業費	570,400	65,000	635,400	
4 一般農道整備事業費	390,700	17,800	408,500	
5 農道保全対策事業費	481,100	△ 27,000	454,100	
6 ふるさと農道整備事業費	1,009,067	△ 1,500	1,007,567	
7 県営農地耕作条件改善事業費	180,200	83,400	263,600	
8 県営水利施設等保全高度化事業費	717,800	△ 119,379	598,421	
9 県営農業水路等長寿命化・防災減災事業費	60,200	20,000	80,200	
10 団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業費	612,570	3,605	616,175	
11 地すべり対策事業費	527,705	21,000	548,705	
12 県営ため池等整備事業費	825,100	△ 11,670	813,430	
13 団体営ため池等整備事業費	22,800	4,000	26,800	
14 県単県営緊急地すべり事業費	246,000	600,000	846,000	
15 農地地すべり防止施設長寿命化事業費	10,400	30,600	41,000	
16 農地防災施設長寿命化事業費	41,400	77,000	118,400	
17 県営用排水施設等整備事業費	120,100	△ 20,000	100,100	
18 県単県営地すべり事業費	21,600	30,200	51,800	
19 県単ため池安全確保事業費	13,400	30,000	43,400	
20 受託事業費	25,000	157,500	182,500	
21 現年耕地災害復旧費	1,480,000	1,735,328	3,215,328	
22 災害復旧公共事業調査費	10,000	20,000	30,000	

(8) 林業課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	4,796,570	24,120	4,820,690	[財源] 県 24,120
1 一般職給与費	666,904	△ 39,953	626,951	一般職員 84人
2 森林林業体験活動推進事業費	45,251	7,073	52,324	
3 循環型林業に向けた森林経営の収益力向上対策事業費	97,616	30,000	127,616	
4 製材力強化事業費	44,169	27,000	71,169	

【特別会計】

農林漁業改善資金特別会計	344,602	△ 35,434	309,168	[財源] その他 △35,434
1 林業改善資金予備費	200,214	△ 35,435	164,779	
2 林業就業促進資金予備費	47,023	1	47,024	

(9) 森林整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	6,460,988	4,149,736	10,610,724	[財源] 国 2,286,606 分・負 △3,450 県債 1,615,800 県 250,780
1 一般職給与費	524,661	△ 8,397	516,264	一般職員 75人
2 緑資源機構林道事業費	47,892	40,000	87,892	
3 造林事業費	635,123	△ 82,346	552,777	
4 県営林道整備事業費	1,701,988	△ 18,888	1,683,100	
5 団体営林道整備事業費	85,768	△ 7,098	78,670	
6 災害関連緊急治山等事業費	640,000	2,222,700	2,862,700	
7 県単治山自然災害防止事業費	365,300	73,500	438,800	
8 治山災害関連施行地管理事業費	100,000	314,700	414,700	
9 県単林地崩壊防止事業費	60,000	476,900	536,900	
10 災害関連公共事業調査費	43,600	147,900	191,500	
11 山地災害危険地治山事業費	269,300	100	269,400	
12 山地治山総合対策事業費	598,100	72,500	670,600	
13 水源地域等保安林整備事業費	199,500	△ 72,900	126,600	
14 公共事業調査設計費	14,186	△ 35	14,151	
15 治山緊急浚渫事業費	90,300	100	90,400	
16 現年林道災害復旧費	457,000	983,000	1,440,000	
17 災害復旧公共事業調査費	2,000	8,000	10,000	

(10) 水産課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,913,655	△ 134,342	3,779,313	[財源] 国 △111,796 県債△41,400 県 18,854
1 一般職給与費	820,285	△ 31,569	788,716	一般職員 113人
2 大型魚礁設置事業費	171,696	4,088	175,784	
3 宍道湖自然館管理運営費	120,103	2,084	122,187	
4 広域漁港整備事業費	428,100	△ 145,408	282,692	
5 離島広域漁港整備事業費	175,275	△ 52,301	122,974	
6 地域水産物供給基盤整備事業費	51,250	△ 41,000	10,250	
7 地域水産物供給基盤整備事業費(農山漁村地域整備交付金)	20,500	120,509	141,009	
8 離島地域水産物供給基盤整備事業費	61,500	149,634	211,134	
9 漁業集落環境整備事業費	60,285	△ 60,285	0	
10 離島漁業集落環境整備事業費	275,497	△ 245,447	30,050	
11 漁港海岸保全事業費	112,775	30,750	143,525	
12 県単漁港改良事業費	147,238	30,000	177,238	
13 漁港整備交付金事業費	40,005	495	40,500	
14 水産物供給基盤機能保全事業費	378,122	△ 65,299	312,823	
15 離島水産物供給基盤機能保全事業費	268,218	△ 69,238	198,980	
16 漁港施設機能強化事業費	75,600	△ 20,500	55,100	
17 県単漁港施設災害関連事業費	20,000	27,000	47,000	
18 漁港機能増進事業費	65,000	△ 65,000	0	
19 漁村整備事業費	0	60,635	60,635	
20 漁村整備事業費	0	225,420	225,420	
21 県単漁港災害復旧費	4,000	11,090	15,090	

(11) 沿岸漁業振興課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	1,425,815	77,441	1,503,256	[財源] 県 77,441
1 一般職給与費	92,734	11,441	104,175	一般職員 14人
2 栽培漁業センター管理運営委託事業費	87,286	66,000	153,286	

【特別会計】

農林漁業改善資金特別会計	353,574	△ 32,731	320,843	[財源] その他 △32,731
1 貸付事務費	216,502	△ 21,825	194,677	
2 一般会計操出金	108,172	△ 10,906	97,266	

農林水産部 令和3年度9月補正予算（中日提案分）の概要

1 目的別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
款2. 総務費	12,747	0	12,747	100.0
款6. 農林水産業費	47,108,861	103,350	47,212,211	100.2
款11. 災害復旧費	6,640,716	0	6,640,716	100.0
部合計	53,762,324	103,350	53,865,674	100.2

2 課別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)	
農 業	農林水産総務課	4,340,690	0	4,340,690	100.0
	農業経営課	5,038,581	0	5,038,581	100.0
	産地支援課	3,237,079	0	3,237,079	100.0
	農畜産課	3,914,258	103,350	4,017,608	102.6
	しまねブランド推進課 （農林水産業費）	143,768	0	143,768	100.0
	農村整備課	3,499,632	0	3,499,632	100.0
	農地整備課	12,874,333	0	12,874,333	100.0
	（小計）	33,048,341	103,350	33,151,691	100.3
林 業	林業課	4,820,690	0	4,820,690	100.0
	森林整備課	10,610,724	0	10,610,724	100.0
	（小計）	15,431,414	0	15,431,414	100.0
水 産 業	水産課	3,779,313	0	3,779,313	100.0
	沿岸漁業振興課	1,503,256	0	1,503,256	100.0
	（小計）	5,282,569	0	5,282,569	100.0
部合計	53,762,324	103,350	53,865,674	100.2	

3 特別会計

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(%) (C)/(A)
農林漁業改善資金	660,611	0	660,611	100.0
中海水中貯木場	17,054	0	17,054	100.0
部合計	677,665	0	677,665	100.0

令和3年度9月補正予算(中日提案分) 農林水産部 課別一覧表

(1) 農畜産課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,914,258	103,350	4,017,608	[財源] 県 103,350
1 水田農業経営安定推進対策事業	35,733	103,350	139,083	

9月補正予算（初日・中日提案分）の概要

農 林 水 産 部

1. 新型コロナウイルス感染症対策

（1）農林大学校学習環境改善事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、農業・林業の担い手を育成するため、農林大学校に必要な機器等を整備

予算額 93,000 千円

（2）水田農業経営安定推進対策事業

新型コロナウイルス感染症の影響による外食向けの業務用米の需要減少により、民間在庫量が増加するなどし、令和3年産米の価格が低下したため、農業経営を継続・安定させる取組を支援

予算額 32,500 千円

（3）農林水産品の価格・需要変動対策事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、都会地への農林水産品の出荷量減少や価格下落が懸念されるため、県内の流通拡大を図るための取組を支援

予算額 104,200 千円

（4）円滑な木材流通対策事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、世界的に木材価格が高騰する中、需要に応じた木材供給を確保するため、新たな流通構造を構築する取組を支援

予算額 57,000 千円

（5）農林水産業技術基盤強化対策事業（試験研究機関施設等整備費）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、県内農林水産業者が高い収益性を確保するのに必要な生産技術の導入を支援するため、試験研究機関等の設備の機能向上をはかり、新たな技術の開発と早期の普及を推進

予算額 160,116 千円

（6）宍道湖自然館指定管理料の増減調整

新型コロナウイルス感染症の影響による、入館者数の減に伴う収入減やイベント中止に伴う開催経費の減等の増減調整を行い指定管理委託料を変更

予算額 2,084 千円

（7）県産米消費拡大キャンペーン事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年産米の価格が低下したため、「消費拡大キャンペーン」を実施し、県産米の消費拡大を推進

予算額 103,350 千円

2. 災害復旧事業費及び災害関連事業（公共）

農地、農業用施設、林道、治山施設等の復旧及び海岸漂着物の処理等の経費や今後の備え分の増額

予算額 6,620,218 千円

3. その他

公共事業（国認証額増減による補正）、職員給与（7月1日現在での職員配置による補正）、特別会計（前年度決算確定による補正）など

農林大学校学習環境改善事業

農業経営課、林業課

1 目的

コロナ禍における人手不足の解消と農業・林業生産維持のため、担い手育成を担う農林大学校の学習環境改善のために必要な実習用機器等の整備を行う

2 主な整備設備

- ・リモート授業体制の整備

感染拡大により対面授業が難しくなった場合のオンライン授業や県外の外部講師と農林大学校を繋いだオンライン講義のための環境を整備

- ・実習用ハウス

アフターコロナを見据え、県推進品目の増産に寄与する人材育成のための実習機会、実習内容の充実を図るためのハウスを整備

- ・伐倒練習機

チェーンソーによる伐倒の安全技術を学生に身につけさせるため、森林の傾斜を再現し、伐倒の反復練習ができる伐倒練習機を整備

- ・森林3次元計測システム

I C Tによる森林情報（立木の位置や材積等）取得技術は、県内林業事業体で導入が始まっていることから、学生の即戦力化のため、森林3次元計測システムを整備

3 予算額 93,000 千円

水田農業経営安定推進対策事業

農畜産課

1 目的

新型コロナウイルスの影響により、主食用米の民間在庫量が増加するなどし、令和3年産米の価格が低下したため、農業経営を継続・安定させる取組を支援

2 事業内容

(1) 令和3年産米の価格低下による影響を緩和する対策

① 稲作経営安定緊急対策資金

米価格の下落による減収額の範囲内で、稲作経営に必要な資金について低利融資を実施

- ・融資利率 年0.1%（JAしまねによる0.1%の支援後の利率）
- ・保証料率 年0.2%

② 県産米の販売力強化支援

JAや生産者組織が、契約数量の維持・拡大、販売単価の維持を図るために行う販売促進の取組を支援

- ・助成率 1／2

(2) 令和4年産米以降の生産・経営の安定に向けた対策

① 地域における需要に応じた生産のしくみづくり支援

セーフティネット加入促進や、収益性の高い水田園芸等の他作物への転換に取り組む地域農業再生協議会の活動を支援

- ・助成率 1／2
- ・上限50万円

② 広域的な仕組みづくりによる低コスト生産加速化支援

広域で低コスト生産に取り組む体制を新たに構築し、コスト削減の取組を面的に拡大する担い手の機械・施設整備を支援

- ・助成率 1／2
- ・上限500万円

3 予算額 32,500 千円

農林水産品の価格・需要変動対策事業

農林水産総務課、産地支援課、沿岸漁業振興課

1 目的

新型コロナウイルスの影響により、主に都会地へ出荷してきた県内農林水産品の出荷量減少や価格下落が懸念されるなか、生産者の経営安定を図るため、県内の消費拡大を進める取組や、地元ニーズのある製品の栽培、漁獲、鮮度保持等新技術の導入などの取組を支援

2 事業内容

(1) 要件 下記の①から③を全て満たすことを要件とする

①生産者（農業者又は漁業者）と流通事業者（小売事業者又は仲卸事業者）を含む複数事業者による共同申請であり、複数年にわたり継続可能な取組

②小売店や飲食店等での県内農林水産物の流通量や売上の拡大に繋がる取組

③売れる製品づくりの助言等、経営安定に向けて生産者と流通事業者が連携を図る取組

(2) 対象となる取組

①農産物、水産物の販売拡大

・生産者への補助

マーケットインの考え方による生産、継続的取引に要する経費を支援

・小売店等への補助

県産品の販売強化に要する経費を支援

・仲卸業者への補助

飲食店等における県産品利用拡大に要する経費を支援

(3) 助成率等

上限200万円

・農業 ソフト 2/3

・漁業 ソフト 2/3、ハード 1/2

3 予算額 104,200千円

円滑な木材流通対策事業

林業課

1 目的

新型コロナウイルスの影響により、世界的に木材価格が高騰する中、需要に応じた木材供給を確保するため、新たな流通構造を構築する取組を支援

2 事業内容

(1) 新たな流通形態導入・システム構築

原木の需要供給情報を林業事業体（川上）から製材工場（川下）まで共有する仕組みづくりに必要な事前調査を実施

(2) 市場機能強化支援

機能強化に向けて仕分機械を導入する原木市場へ支援

- ・助成率 1 / 2 以内
- ・上限 9 0 0 万円

(3) ICTを活用した原木生産体制整備

新たな流通体制の構築に向けて原木需要に対応するために ICT 技術を活用した原木生産機器等を導入する林業事業体へ支援

- ・助成率 1 / 2 以内
- ・上限 7 0 0 万円

3 予算額 57,000 千円

農林水産業技術基盤強化対策事業

農林水産総務課、林業課、沿岸漁業振興課

1 目 的

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、県内農林水産業者が高い収益性を確保するのに必要な生産技術の導入を支援するため、試験研究機関等の設備の機能向上を図り、新たな技術の開発と早期の普及を推進

2 主な整備設備

- ・ 農業技術センター　　ハウス内環境モニタリングシステム
用途：リモートでのハウス内環境（温湿度等）管理
目的：ハウス内の環境を遠隔で把握することにより、少人数でのハウス管理体制を確立し、施設園芸の省力化と効率化の試験を行い、アフターコロナにおけるスマート農業を推進
- ・ 畜産技術センター　　高機能搾乳システム
用途：乳用牛の搾乳管理
目的：少人数で搾乳できるスマート搾乳機器を整備し、農家に同様の機器導入を推進（実証展示）するとともに、同機器を操作できる酪農ヘルパーを育成
また、同機器を活用したアフターコロナでの新商品の開発に資する研究を推進
- ・ 中山間地域研究センター　　森林現況調査用ドローン
用途：森林現況調査及び森林測量等
目的：森林現況調査をドローンを活用して行うことにより、少人数での測量等実施体制を確立し、林業従事者への操作研修等においても使用することで技術導入を進め、アフターコロナにおけるスマート林業を強力的に推進
- ・ 栽培漁業センター　　ポンプ・紫外線殺菌装置
用途：イワガキ等の種苗生産
目的：清浄な海水を効率的に供給することにより、健康な種苗を効率的に生産し、当該設備において育成した種苗を生産者へ提供（有償）することで、高品質な養殖イワガキ等の生産拡大を推進

3 予算額　　160,116 千円

9月補正予算（中日提案分）

県産米消費拡大キャンペーン事業

農畜産課

1. 目的

新型コロナウイルスの影響により需要量が減少したことから、主食用米の民間在庫量が増加し令和3年産米の価格が下落。この状況に対応するため、水田農業経営安定推進対策事業（9月補正予算初日提案分）とあわせて、JAしまね等とともに「消費拡大キャンペーン」を実施し、県産米の消費拡大を推進

2. 事業内容

(1) 事業実施主体

島根県、JAしまね等（県内の米穀店等を含む）

(2) 取組内容

5kg入りを6kg入りに増量するなど、「消費拡大商品」を店頭販売して県産米の消費を拡大

(3) 実施期間

令和3年11月～令和4年3月

3. 予算額 103,350 千円

米の需給及び令和3年産米価格の動向について

農林水産部

1 米需給の動向

○全国の主食用米の需要量は、近年では毎年約10万トン(1%以上)減少する中で、コロナ禍の影響により、業務用を中心に消費量が減退している状況

※1人当たり消費量の減少も続いており、近年は56.0kg/人(2/3年=速報値)、56.1kg/人(3/4年=推計値)と推定



○R2年6月末の全国の主食用米の民間在庫量は200万トン、R3年6月末民間在庫量の速報値が219万トン、R4年6月末民間在庫量が210万トンと見込まれ、適正水準を3年連続上回る状況

※適正在庫水準は180~200万トン程度



○国から発表された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(7/29)」によると、

- ・R2年産需要実績の速報値が704万トンとなったことに伴い、R3年6月末民間在庫量は219万トン
- ・R3年産米の需給均衡に必要とされる6.7万haの作付転換が概ね達成される見込みとなり、令和3年産の生産量は693万トン
- ・R3年産需要量が、1人当たり消費量と人口から推計され703万トンに設定
- ・その結果、R4年6月末民間在庫量は、210万トンの見通し

○米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(抜粋)

		(単位: 万トン)		【参考】 R3年2月
R2/3年	R2年6月末民間在庫量	A	200	
	R2年産主食用米等生産量	B	723	
	R2/3年主食用米等供給量計	C=A+B	922	
	R2/3年主食用米等需要量	D	704	
	R3年6月末民間在庫量	E=C-D	219	
R3/4年	R3年産主食用米等生産量	F	693	{ 900~ 905 705 195~ 200 }
	R3/4年主食用米等供給量計	G=E+F	912	
	R3/4年主食用米等需要量	H	703	
	R4年6月末民間在庫量	I=G-H	210	

(資料)農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

2 令和3年産米の価格動向

(単位: 円/60kg、1等米)

県名	品種・銘柄	R3年産	R2年産	対前年比
島根県	コシヒカリ	10,600	12,600	▲ 2,000
	きぬむすめ	10,400	12,600	▲ 2,200
	つや姫	11,400	13,400	▲ 2,000
	ハナエチゼン	9,900	12,100	▲ 2,200
参考	新潟県	12,200	14,000	▲ 1,800
	富山県	11,000	13,000	▲ 2,000
	福井県	10,500	13,200	▲ 2,700
	三重県	9,300	12,300	▲ 3,000
	滋賀県	11,500	13,600	▲ 2,100

新規就農者の美味しまね認証（GAP）取得指導状況について

農林水産部
[産地支援課]

1 新規就農者の美味しまね認証（GAP）指導対象者数（令和3年8月末）

	就農年度								合計
	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	H26	
GAP認証取得指導 対象の新規就農者	6	27	18	15	9	16	20	5	116

2 認証取得状況について（令和3年8月末）

すでに美味しまねゴールドを取得した新規就農者 21名（令和3年5月末17名）
認証取得見込みの新規就農者（申請書提出済） 17名

3 指導の進捗状況について

新規就農者の指導の進捗状況（GAP指導担当普及員による評価）

分類	A	B	C	新規	合計
認証取得指導中の新規就農者	8	87	7	14	116

新規農業者それぞれの指導の進捗状況を3段階で評価

A：予定より早く進んでいる

B：予定どおりに進んでいる

C：予定より遅れている

新規：今年度から事業の対象となりこれから指導を開始する人

※Cの方への対応方針

- ・栽培管理に手間が取られ取組が遅れている農業者等（3名）に対しては、農閑期に集中的に取り組んでもらうようスケジュール調整し、指導を実施。
- ・天災、病気で遅れている農業者（4名）は、取得スケジュールの再調整を実施。

「島根県果樹農業振興計画」および「島根県花き振興方針」の策定について

農林水産部
[産地支援課]

1. 「島根県果樹農業振興計画」について

- ・ 「島根県果樹農業振興計画」は、「果樹農業振興特別措置法」に基づき、果樹の生産・流通にかかる基盤の確立・強化など今後10年間の県内果樹農業の振興に関する事項を定めたものであり、平成29年3月に策定。
- ・ 都道府県計画は、農林水産大臣が定める「果樹農業振興基本計画」に即して定めるところとされており、令和2年4月に「果樹農業振興基本計画」が定められたことから、今回、「島根県果樹農業振興計画」の策定（見直し）を行う。

2. 「島根県花き振興方針」について

- ・ 「島根県花き振興方針」は、「花きの振興に関する法律」に基づき、花きの生産・流通にかかる基盤の確立、強化及び花育など概ね10年間の県内花き産業及び花きの文化の振興に関する事項を定めたものであり、平成28年6月に策定。
- ・ 都道府県計画は、農林水産大臣が定める「花き産業及び花きの文化振興に関する基本方針」に即して定めるところとされており、令和2年4月に同基本方針が定められたことから、今回、「島根県花き振興方針」の策定（見直し）を行う。

3. スケジュール

令和3年	9月～	各産地の計画、意向確認
	12月	計画・方針案作成
令和4年	1月	産地・団体への意見聴取、計画・方針案の修正
	3月	計画公表

農地・農業用施設災害復旧事業に係る農業者負担軽減対策について

農地整備課

1 概要

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で農産物需要が減退する中で、さらに7月からの大雨・台風により農地・農業用施設に被害を受け営農継続に支障を来している農業者に対し、災害復旧等に係る負担を軽減するため、市町村負担の一部を支援するものである。

2 事業内容

(1) 実施主体

令和3年の激甚災害に指定された災害で農地・農業用施設の被災を受けた市町村

(2) 事業内容

国庫補助の農地・農業用施設の災害復旧事業に係る経費のうち、国庫補助を除く市町村・農業者負担分（激甚災害の場合、農地5%、農業用施設2%）について、市町村が自らの負担を引き上げることにより、農業者負担が1/2以下になるように、市町村の実負担の1/2相当を県が支援

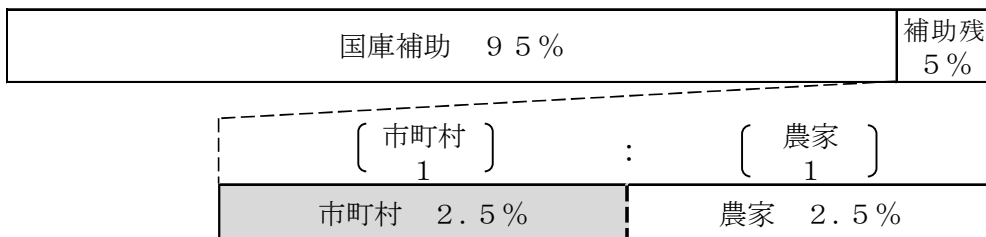
(3) 財源

新型コロナウイルス感染症対策調整費

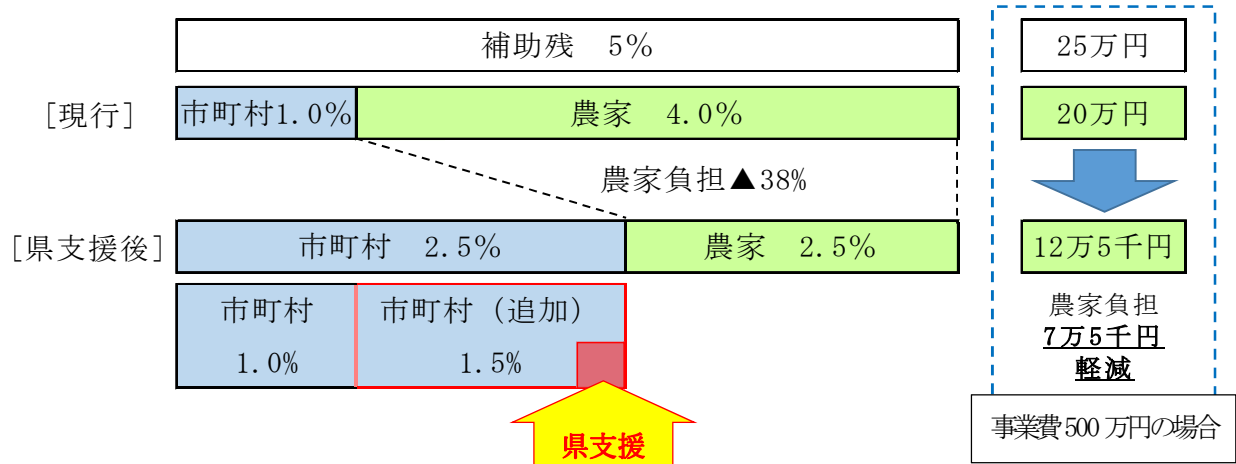
（国庫支出金：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（通常分））

3 支援のイメージ（農地災害）

補助残5%の半分以上を市町村が負担することを基本



負担率が、市町村1.0%、農家4.0%の場合における市町村の負担率の引き上げイメージ



水産業における諸課題について

【水産課】

1. JFしまねの法令等違反について

(1) 経緯等

- 県が、令和2年10月5日から令和3年1月27日にかけてJFしまねに対して水産業協同組合法（以下「水協法」）に基づく検査を実施したところ、複数の法令等違反の事実を確認。
- 県は、水協法に基づく業務改善命令が必要と判断。
内部管理体制の充実強化や適正な監査体制の確立を求める。

(2) 対応状況

- 3月30日 ・ 業務改善命令（提出期限：5月31日）
- 5月24日 ・ JFしまねより県に業務改善計画が提出
→内部管理体制の充実強化に疑問を抱くものも見受けられたため、計画の詳細について報告を求める必要があると判断。
- 6月3日 ・ 報告徴求（1回目）→JFしまねより回答（7月15日）
- 7月28日 ・ 報告徴求（2回目）→JFしまねより回答（8月20日）

(3) 今後の対応

- 法令等違反の原因について具体的な再発防止策が示されたことから、今後、検査等の機会を通じて履行状況を確認。

（参考：JFしまね再発防止策等）

事項	原因	再発防止策等
法人税等の申告事務遅延	会長の長期不在による業務遅延	最終的な決裁権者を会長から専務理事に変更し、長期不在に対応
漁港占用料の納付遅延、 販売保証金の利息未払	支所長等の決裁事項の周知不足	事業年度当初の支所長会議等において決裁事項について周知徹底
冷凍保安責任者などの資格保有者の配置	資格の有無の確認が不十分	事業年度当初の支所長会議等において有資格の配置が必要な施設及び配置した有資格者の一覧表により、配置状況を相互に確認
監事の閲覧・謄写	—	監事の謄写権限については、情報漏洩の危険等の観点から無条件の謄写については異論があり上告中。その結果を踏まえて対応。

2. JFしまねの役員改選手続きについて

(1) 経緯等

- JFしまねの役員は、令和3年6月30日（総代会）で任期満了を迎えたが、役員選任議案を総代会に提出せず、役員選任が滞っている状況。
- 県は、JFしまねに対し、役員改選の手続きを進めるよう水協法に基づく業務改善命令を行うも、JFしまねはこれに従わず（命令取消を求めて松江地方裁判所に提訴）。
- 県は、業務改善命令に従わない現役員体制では、今後も必要な手続きを進める見込みがないと判断し、水協法に基づく役員改選命令を発出。

6月9日	・役員推薦会議開催（総代会に提案する役員候補者を決定） →岸会長は決定は無効であると主張し候補者名簿の受取拒否。
6月11日	・役員推薦会議議長が、会議の決定は有効であるとして、JFしまねを指導するよう県に要望 ・報告徴求（1回目） → JFしまねより回答（6月15日）
6月17日	・報告徴求（2回目） → JFしまねより回答（6月23日）
6月21日	・報告徴求（3回目） → JFしまねより回答（6月23日）
6月24日	・弁明の機会の付与 → 弁明書提出（7月1日）
7月9日	・業務改善命令（報告期限：8月20日） （ 令和3年6月9日に開催した役員推薦会議で決定した役員の候補者を貴組合の規程に基づき公告の上、令和3年8月10日までに総代会を開催し、役員選任の議案を提案すること ）
7月13日	・JFしまねは、業務改善命令を不服として命令取消を求め松江地方裁判所に提訴 → 現在係争中 ・JFしまねは、業務改善命令執行停止を裁判所に申立て →8月12日、申立却下が確定 →係争中であっても行政処分の効力は有効
8月20日	・JFしまねより業務改善命令に対する回答 （ 6月9日の役員推薦会議は無効であり、命令の取消を求めて提訴。裁判の判断が出るまでは県の命令には応じない。 ）
8月30日	・聴聞通知 内容：業務改善命令に従わなかったことによる役員改選命令を前提とした聴聞会を開催（開催日：9月13日）
9月10日	・JFしまねは、聴聞会の出席に代えて陳述書を提出 →従来と同様の主張
9月30日	・役員改選命令発出（12月31日までに役員改選）

(2) 今後の対応

- 業務改善命令取消訴訟について、引き続き県の考えを説明していく。

3. JFしまね横領事案について

(1) 経緯等

- 令和2年11月初旬 ・ JFしまね職員の横領事件発覚
約11年間にわたり約5,700万円を横領
- 令和3年5月24日 ・ 県に調査報告書を提出
- 5月27日 ・ 県に不祥事件等届出書を提出
- 6月 3日 ・ 報告徴求 → JFしまねより回答(6月11日)
- 6月26日 ・ JFしまねに水協法に基づく随時検査
→内部牽制体制の不備等を指摘
- 7月27日 ・ JFしまねへ検査書交付(回答期限:8月20日)
- 8月20日 ・ JFしまねより回答

(2) 今後の対応

- 8月20日の回答を踏まえた内部牽制体制等が適正に実施されているか常例検査等を通じて確認、必要に応じて指導。

4. 漁港占有施設について

(1) 唐鐘漁港荷捌き所(JFしまね所有)

- 唐鐘漁港(県管理)に立地する荷捌き所はJFしまねが国庫補助を活用し整備したが、老朽化が進み危険であったため、県は令和2年8月3日より使用禁止を命令。
- 現在、JFしまねが施設撤去を実施しているところ(期間:10/31まで)

令和2年8月 3日 使用禁止命令
9月28日 JFしまね浜田支所より撤去計画提出
令和3年5月31日 農林水産大臣より財産処分承認
7月15日 撤去工事(期間:7/15~10/31)

(2) その他占有物件

県管理漁港における占有許可物件のうち42施設に老朽化を確認。今後、当該施設の状況を精査、修繕又は撤去計画の提出を求めるなど適切な対応を行う。